

令和4年度

第2回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年5月26日（木）

佐々町農業委員会

令和4年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年5月26日(木)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年5月26日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

9	寶持 雅祥君	1 1	井手 俊博 君		
---	--------	-----	---------	--	--

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議について

報告第2号 一時転用について（4件）

(4) 審議事項

第5号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第8号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第9号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第10号議案 非農地通知申出書について（平野地区）

(5) 協議事項

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（6件）

(6) その他

①6月定例会の日程について

②その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、こんにちは。時間、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度の第2回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。いよいよ田植えのシーズンとなってきました。なかなか、雨がもう少し欲しい時期になってきました。来月に入れば梅雨に入るかと思いますが、今のところ、天候が、いい天気が続いております。

それと、5月に入りますと、八十八夜といいますが、新茶の取り入れが行われております。先般も、県内お茶産地の市町やJAなどをつくる県茶業振興協議会が、県庁において、7生産地の新茶を販売する長崎茶市が開催されました。また、県北の3地域のお茶生産地による、ながさきグリ茶研究会、ここにいらっしゃる寶持委員が会長であられるとお聞きしております。一番茶の生産終了による県茶会が開催されたということです。地元産のお茶をはじめ、あらゆる農産物が地域の皆さんに愛され、広く、そして高まっていくことを期待しております。

また、御存じのとおり、コロナ感染が下げ止まりの傾向で続いております。委員の皆さんにおかれましても、感染対策を取りながら、それにこれから暑くなります。暑さ対策も考慮して活動していただければと思っております。

本日も多くの案件が上程されています。慎重審議の上、議事が円滑に進行しますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

本日の出席委員につきましては、全員出席でございます。それから、最適化推進委員におかれましても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）それでは、これより議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっております。

りますので、9番、寶持委員、11番、井手委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議についての報告事項になります。（発言する声あり）

3番（池田 邦義君） すいません。私事で先月はちょっとお休みさせていただきました。誠に申し訳ありません。

私、今回、先月の議事録を見させていただきました。そしたら、マイクに入っていないところがたくさんあるんですね。議事録読んでも通じない部分があるものですから、皆さんが発言される時はマイクを十分に近づけて、語尾までしっかりとマイクのほうに集音させていたいただきたいと思います。議事録読んでもちょっと理解に苦しむところがありましたので、そこら辺は皆さんも御協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） 議事の進行について、ありがとうございました。

報告第1号ですが、農業委員会をめぐる情勢について、農業会議の荒木事務局長より説明がありました。国内外において、コロナは下げ止まりが続いており、一部の地域では上昇、また国外ではロシアのウクライナ侵攻により燃料の高騰や食糧危機、また資材の高騰など、あらゆる影響が出てきているということなど、話がありました。

あと、人・農地関連法案の見直しや活動記録の記帳の仕方など、事務局のほうから説明をさせていただきます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の1ページをお開きください。

今、会長のほうから、（1）番の農業委員会をめぐる情勢等についてということで報告がありましたけども、この中で、まず活動です。この前の説明の中では、委員の方が活動日数がゼロとなった場合は、その農業委員会の全体に対して、もう交付金をやらないということで報告がっておりますので、活動記録簿については必ず記録をしていただくと、1か月で大体10日程度は活動をお願いしたいというような説明がありました。

それで、今、この活動記録簿の中の書き方なんですけど、この資料をお出してください。別に渡してる分があると思うんですが。2枚目に記入例があります。3枚目に、これが実際、活動を書いていただくという内容であるんですが、この前、特に農地転用のときに活動記録の仕方が分からないというちょっと声もありましたので、まず、これ、活動記録簿からコピーしてるわけですね、この別の用紙には。この中で、活動項目の一覧と書いてあ

りまして、大項目と中項目、小項目って上のほうに書いてあると思うんです。この中から、まず選んでいただくということです。例えば、今日の総会であれば、大項目に1番、法令による農業委員会の権限事項と書いてありますけど、この1を、活動記録簿の中の項目って書く欄があると思うんですけど、ここにまず1と書いてもらって、次に、総会ですので、①の総会の①というような形で書いていただいて、詳細のところに第何回総会出席というような形で書いとけば分かると思います。

なので、農地転用の現場で活動されたとした場合は、法令による農業委員会の権限で、1で、横に②で中項目のところに事前相談とか現地確認等って書いてありますので、1で②というような形で書いてもらって、詳細のところにどことこの農地転用の現場の確認というような書き方で。

なので、そういった総会とか転用のあれはこの事例に載ってないですもんね、書き方がですね。なので、まずはもう、この項目を見てください。項目を見て、例えば担い手の農地の集積・集約化とかであれば、2番の、横行って、①とか、それで内容をきちっと書いていただければ分かるというような書き方です。よろしいでしょうか。

そうしましたら、戻りまして、報告第1号の(2)の令和3年度重点活動の結果と令和4年度重点活動の目標等についてということで報告をいたします。

まず、農地集積についてですが、県内ですね、全部。集積実績が1,520ha、目標が1,374haで、達成率が110.7%という実績でございます。

それから、中間管理機構への貸付け実績でございますが、県内で556haが実績でございます、目標は800ha、達成率が70.8%という状況でございます。

それから、荒廃農地の解消の実績でございますけども、329haに対しまして、目標が655ha、達成率が50.2%。

それから、適正な非農地処理ですね。非農地通知の件ですけど、県内で実績が1,565ha、目標が2,756haで、達成率が56.8%という実績でございます。

それから、農業者年金の加入の実績でございますが、県内で103名、目標については86名、達成率が119%。

それから、全国の農業新聞、まず加入の実績でございますが、2,281部の実績に対して目標が2,542部、達成率が89.7%。

県内の委員さんですね。農業委員さん、推進委員さんの実績が719部ありまして、目標は722部、達成率が99.6%という実績があったという報告がありました。

それから次が、4年度の重点活動目標でございますけども、まず、お手元にも実施要綱を置いてると思うんですが、新ながさき農業委員会1・1・1運動の実施ということで、

これ、スローガンが1農業委員会で1年間で1つ以上の事例の報告という意味の1・1・1ということです。1委員会で1年間の最適化活動事例を1つ以上報告できるように取り組むという内容でございます。

それから、別につきましては、今、実績で言いましたとおり、農地の集積、それから遊休農地の解消、適正な非農地の処理、農業者年金の加入促進、全国農業新聞の普及と、こういった内容が4年度の農業委員会の活動ということでの報告を受けております。

それから、(3)番の担い手への農地集積・集約化の推進についてということでございますけれども、まず、①番の人・農地・産地プランの実現に向けた取組ということで、県の農業経営課のほうから説明がございました。

内容につきましては、これがそもそも平成の24年から始まっておりまして、令和元年から、この話合いをした分についての人・農地プランの実質化ということで、県内には630の集落があると、そのうち612市町が実質化済みということで、本町につきましても木場地区については実質化がされてると。5年後、10年後どうなるか、どうしていくかというような話合いがされてるということの内容でございます。

それから、②番の農地中間管理事業についてでございますが、これも、本町につきましては、この事業が平成26年から始まっておりますけれども、それから令和3年までの間で59haの集積があっております。そのうち6haが、ちょっと既に解約されたという実績もございます。

それから、(4)番の農業委員会によります最適化活動の推進等についてということでございますけれども、まず、これが農業委員さんと農地最適推進委員さんに対する活動の日当、そういった事業の説明がありました。

それから最後に、もう一つが全国農業委員会会長大会です。毎年、東京で全国の農業委員会の会長の集まりがあっております。ただ、過去2年間はコロナ等で開催がされておられません。今年度、2年ぶり、5月の31日から6月の1日にかけて、吉野会長が東京に出張されるということでございます。

簡単に農業委員会の会長大会、それから事務局長会議の研修会、これ、前期と中期と終期と年3回ございます。まず、年度初めですので、前期のこの会に、私と吉野会長と出席をさせていただいたということでございます。

以上、報告です。よろしくお願いいたします。

会長(吉野 裕君) 今の報告事項の中で、何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番(藤永 九市君) 今、お伺いしました。久しぶり、2年ぶりになるんですか。2年は、コロナ関係で今まであつてなかったということですからね。私もそういう経験してますから

よく分かるんですけども、久しぶりお会いして、顔ぶれも変わってたんじゃないかなと思います。

全国農業新聞見ても、県北地区の会長さん、事務局長さん——会長さんは別として、事務局長さん、ほとんど顔ぶれ変わっておられますよね。そういうふうにお見受けしたわけですけども、久しぶりで懐かしく交流を深めておいでになったんじゃないかと思いますが、最後の情報交換会まで参加しておいでになったんですか。そして、今申し上げますように、皆さんも聞いてってくださいね。うちの事務局長は長いほうですけども、県北で一番もう古株の立場になってないですか。

事務局長（金子 剛君） そうですね。もうほとんど、県北管内は全部変わっております。なので、佐世保市の会長さんだけ残ってらっしゃいます。

8番（藤永 九市君） そういうふうで、県北地区では一番ベテランになられて、指導の立場にあられるんじゃないかなと思ってるところですので。

今後、交流、大事なんですね。特に県北地区、平戸、松浦、佐世保、それから小値賀とはもう綿密に交流を図りながらしていかにゃならないですし、今後のためにも局長も会長も御尽力頂ければというふうに思いますが、そういったところ、ちょっと確認したかったもんですから。

局長、いかがですか。そういうふうな顔ぶれが変わった中で、今後、まとめていかにゃならん立場にもあらずと思うんですけども、その辺の意気込みなんかも聞きたいと思えますけどもね、せっかくですから。すいません。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、藤永委員のほうから御報告ありましたけども、今、県北管内だけでいいますと、佐世保、松浦、平戸、小値賀があるんですけども、佐世保市の会長さんは今ずっと継続でいらっしゃるんですが、あとの松浦、平戸、小値賀の方につきましては、ほぼ担当、事務局長も替わられてるというような状況でございます。

それで、これ、毎年実施がされてるんですけども、県北管内の農業委員会の研修会というのをしてるわけです。ただ、過去2年間、コロナでちょっと実施してなかったということだったんですけども、うちのほうが、今度、事務局のほうになるんですね、開催をする側に。佐々にお呼びしまして、農業委員会の職員と会長だけ出席なんですけども、そういった研修をしていくと。翌日には現地確認もしたいと思っておりますので、予定としては、今、新規就農者でいらっしゃる〇〇〇〇さんのミニトマト、それから〇〇〇〇さんのお茶と、〇〇〇〇さんのお茶でも、その2つを現地視察として見に行こうかなという計画はし

ております。実施時期につきましては、8月頭ぐらいに実施をしようかなというふうに、今のところ、事務局では考えているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかに何かありませんか。——ないようですので、報告第1号は終わります。

次に、報告第2号一時転用について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の2ページをお開きください。

今回、一時転用が建設課のほうから、公共事業ということでの一時転用の申請が4件出ております。

まず、2ページの一時転用届出書をお開きください。朗読説明いたします。

報告第2号一時転用届出書、借人、佐々町役場、町長古庄剛。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。施工業者、〇〇〇〇。下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾願います。

目的につきましては、公共事業でございました令和3年度の普通河川高岩川支流（壱銭替地区）整備工事を施工するに当たり、仮設道路として使用するためということで、まず、施工の場所が佐々町大茂免字壱銭替704の1、地目、畑、面積2,090m²、一時転用面積が177m²でございます。工事期間が許可日から令和5年の3月31日という状況でございます。それから、3ページに一時転用後の原形復旧の確約書がついております。

それから、7ページをお開きください。

一時転用届出書でございます。借人が佐々町役場、町長古庄剛。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じです。施工業者、〇〇〇〇。

目的でございますけれども、目的についても、先ほどと一緒にございます。

農地の所在が、佐々町大茂免字壱銭替703の1、地目、畑、面積が761m²、一時転用面積が69m²でございます。工期期間についても、先ほどと同じでございます。8ページに確約書をつけさせていただいております。

それから、12ページをお開きください。

一時転用届出書、借人、佐々町役場、古庄剛。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じです。施工業者、〇〇〇〇。

目的についても、先ほどと一緒にの内容でございます。

農地の所在が、佐々町大茂免字壱銭替699の1、地目、畑、面積454m²、農地一時転用面積が97m²でございます。工事期間も、先ほどと同様でございます。13ページに、ここにつきましても、完了後の原形復旧の確約書をつけさせていただいております。

それから、17ページをお願いいたします。

一時転用届出書、借人、佐々町役場、古庄剛。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じです。施工業者、〇〇〇〇。

これについても先ほどと同じ事業でございまして、農地の所在が佐々町大茂免字壺銭替698、地目、畑、面積3,218m²のうち、一時転用面積が320m²でございまして、工事期間も同じでございまして。それから、18ページに完了後の原形復旧確約書を添付させていただいております。

それでは、21ページをお開きください。

21ページに工事の計画図がございまして。まず、場所につきましては、大茂集会所に上る道のところでございまして、この番号が長方形でずっと打ってある下のほうに水路があるんですが、ここが今、素掘り状態で、雨等で排水が悪いということで、ここにU字溝を入れる工事をする予定があるということです。この工事をするに当たりまして、1からずっと135まで、黄色の部分ですね。黄色と、ちょっと柿色ですか、ありますけども、ここは農地に入ってくるんですが、ここに車を通す鉄板ですね、長方形の。鉄板をずっと置いていくということの工事でございます。この面積が、鉄板を置くというだけの、工事には仮設道路になるという内容でございます。

一時転用につきましては以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。——ないようですので、これで報告事項を終了させていただきます。

次、日程4、審議事項に入ります。

第5号議案農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

この議案については、出席委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、該当委員、4番委員は一時退席をお願いします。

（「よろしく申し上げます」の声あり）（藤永茂君退席）

それでは、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（立石 徹君） 議案書の22ページをお願いします。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてになります。朗読説明させていただきます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町口石免字原451番6、登記地目、現況地目ともに田、登記面積78m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。70歳、農業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、73歳、農業。

申請理由、売買契約による所有権移転となっておりますので、こちらにつきましては、所

有権移転後に耕作、そして飼料として利用されるというところです。

経営面積、譲受人、田が3万4,319m²、畑2,344m²、計3万6,663m²、譲渡人、田、6,369m²、畑、959m²、計7,328m²。

続きまして、場所になります、資料の29ページをお願いします。こちらは航空写真となっておりまして、申請地が真ん中にある青い囲みの部分になります。こちらにつきましては、口石の〇〇〇〇さんの横から入る細い道がありまして、そこを進んでいくと申請場所になります。

続きまして、申請人の作物別の作付面積になります。すいません。25ページを御覧ください。

作物別の作付面積ですが、水稻1万4,835m²、飼料、野菜が2,344m²になります。農機具等ですが、トラクター3台、トラック2台、田植機1台、コンバイン1台を所有されております。

続きまして、(3)番の農作業に従事する者として、申請人が農作業歴が45年となっております。

続きまして、資料26ページをお願いします。

4番の権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況ということで、下の表のところになります、1月から12月まで年間を通じて従事をされております。

それと、すいません。資料の訂正がございます。

同じく26ページの一番下に、5の1、権利を有する農地の面積プラス権利を取得しようとする農地の面積が1万7,179m²となっておりますが、こちらが、本来であれば、資料24ページの所有者が借りられている農地、資料24ページの下の1万9,562m²を足した金額がここに記載されないといけませんので、本来であれば3万6,741m²になります。訂正させていただきます。

議案第5号につきましての説明は以上でございます。

会長(吉野 裕君) 地元委員の説明をお願いします。10番。

10番(池田 晴良君) この案件ですけれども、5月17日に午後、局長さんと立石担当さん、それから譲受人の〇〇〇〇さんと私、4人で現地の立会い確認をさせていただきました。

この航空写真、ここを見ていただくと、この申請地は町道に隣接するところになりますが、譲受人、〇〇〇〇さんが奥に牧草を作っておられる農地があったわけですが、その出入口になるところの用地でございます。譲受人さんが言うには、農業機械等を出し入れするときに、この申請地の左端のほうですね、下のほうの。そこを使ってされとるよ

うですが、ここを取得することによって、農作業がスムーズにいくというようなことを話をされていました。特にここ、周りは右も左も住宅が建っております。それから、〇〇〇〇さんの牧草地の奥には、写真はもう古いんでしょうかね。大きな立派なアパートが建っております。そういう中の農地のところの、道脇の青色のこの申請になっております。この用地と〇〇〇〇さんの間には水路が通っておりますが、特に問題ないかと思って、現場確認させていただきました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第5号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数、全会一致で承認することといたします。

（藤永茂君着席）（「ありがとうございました」の声あり）

次に、第6号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 議案書の30ページをお願いします。

議案第6号農地法第5条第1項の規定による所有権許可申請承認について、こちらについては知事処分になります。朗読説明いたします。

土地の所在、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元417番7、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元418番5、地目は登記地目、田、現況地目、宅地になります。登記面積、417番7が23.22m²、418番5が7.58m²になります。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。

こちらにつきましては、昨年度の定例会のほうでも説明させていただいておりまして、もともと平成5年に農地転用許可を受けて造成工事をされて、個人住宅を建てられております。その際に、転用の許可が出た範囲を超えて造成工事を行われておりまして、昨年度、町のほうから県のほうに違反転用の連絡をさせていただきまして、今回の申請はこの超えた部分、越境部分の申請になります。

場所につきましては、資料の34ページと35ページを御覧ください。すいません。こちらにつきましては、35ページを御覧頂いて、町道神田線から〇〇〇〇さんとこのほうに斜めに上がる道があると思います。こちらを上ったところになりまして、申請地はこの真ん中に申請地と赤で書かれている場所がございます。

続きまして、現況の写真ですが、36ページになります。この現況写真の上段、下段の写真ともに、すいません、ちょっと見にくいですが、赤で線が入ってる部分があると思

います。ここが超えていた範囲です。今回の申請部分になります。

39ページの被害防除計画書を御覧ください。こちらにつきましては、もともと平成5年から家が建っていたところであり、隣接も〇〇〇〇さんになるため、被害のおそれなしということで、特に問題はありません。

資料の40ページに、隣接の〇〇〇〇さんから隣接農地所有者としての承諾書も頂いております。

説明は以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。5番。

5番（築城 武美君） この土地については、以前、この土地に居住されとったのは〇〇〇〇さんの兄弟の方で、〇〇〇〇さんという方が住んであったんです。それを転売するに当たり、〇〇〇〇さんに転売がされたんですが、転売をしたところ、従前の建築図面と面積がずれとったということが判明いたしまして、担当された不動産屋さんは〇〇〇〇不動産で、違反になってるんで、変更をするという前提に立って今まで手続をされてきました。

ここ、農振地域になってますから、農振除外申請をまずして、そのときにこの委員会にも農振除外の案件の送付があって、審議が若干あったところでございます。もともと〇〇〇〇さんという方が所有されてましたが、亡くなられて、お兄さんの〇〇〇〇さんに全部相続登記がなされております。

隣接する土地は、先ほどお話があったように〇〇〇〇さんの名義になっておる土地、それをのり面の石垣尻までを全て宅地という形で、今回、転用の申請に上げてあります。現在は、宅地、のり面の下側が境界ということで、この手続が是正されたと、農転違反が解消されたということになります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問のあられる方、いらっしゃいませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第6号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数、全員一致で、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第7号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 議案書41ページをお願いします。

議案第7号農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請承認についてということです。こちらは、知事処分になります。朗読説明いたします。

土地の所在地、北松浦郡佐々町木場免字柳谷149番1、登記地目、田、現況は休耕でございませぬ。登記面積601m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員と看護師になります。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

転用の目的は、個人の一般住宅、木造平屋建て1棟、建築面積106.20m²です。農地区分は第2種です。

こちら、場所につきましては、資料の44ページ、45ページを御覧ください。すいません。少し分かりづらいですけれども、口石のほうから町道木場線を進んでいきまして、〇〇〇〇の御自宅のほうに右折する道があると思うんですけれども、そこを右折していただいてすぐのところ申請地でございます。現況写真が資料の47ページと48ページになります。不耕作となっております。

次に、配置図が資料の51ページにあります。こちらにつきましては、併せて49ページの被害防除計画書を御覧頂きたいと思ひます。

まず、雨水につきましては、水路放流ということで、資料の48ページの航空写真の左側、左側に水路があります。こちらに流すということになります。

続きまして、汚水・雑排水については、こちらが浄化槽の区域となっております、浄化槽に流して、道路の側溝に流すということになっております。この水路につきましては、県の地すべり対策の、県の地すべり承水路になっておりまして、こちらを排水等で水路を改造する場合、県に申請の届出等が必要になりますが、確認したところ、資料の51ページの配置図にも小さく書いてありますように、それぞれ露出の配管にて放流するというところで、特に県に届出等は必要がありません。

続きまして、すいません、資料の55ページをお願いします。

すいません。先ほどの水路につきましては、農業用水路として、お一人の方、〇〇〇〇さんが使用されておひまして、資料55ページにありますように、〇〇〇〇さんから水利権者の承諾書を頂いているところなんです。

49ページの防除計画書に戻りまして、まず、①土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策といたしましては、現状のまま利用するということなんです。ただし、周囲にブロック石を設けて土砂の流出を防止すると聞いております。

②番につきましては、先ほどの説明のとおりです。

③番につきましては、こちらが平屋建てで、建物の高さが4.2m程度となっております。

すいません、資料の54ページを御覧ください。

隣接農地の所有者の承諾書となっております、隣接農地所有者の〇〇〇〇さんから承

諾書を頂いております。

続きまして、資料の56ページを御覧ください。

こちらにつきましては、申請地の面積が登記簿上601m²ありまして、通常、農地転用する際に、一般住宅の面積上限が500m²ということで目安になっておりまして、ただし、こちらが隣接地との間に、そこに書いてありますように、約105m²ののり面等が生じるということで、それらを除いた住宅敷地部分の有効面積が496m²ということで、司法書士の申請の代理人のほうから面積超過理由書ということで頂いているところです。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。8番。

8番（藤永 九市君） これにつきまして、ただいま事務局から説明がなされましたけれども、地元委員としまして、補足説明をしたいと思えます。

この譲渡人であられます〇〇〇〇さん、去年は御主人が暮れにお亡くなりになりまして、今、お一人で施設のほうに入所されております。そういった関係もあって、どうしても農地を手放さなきゃならない状況下に置かれていたわけでありまして、こういう形になってきたわけでありまして。

5月の16日、事務局から連絡を頂きまして、私と、それから行政書士の〇〇〇〇さん、申請代理人ということで出て、現地を十分確認をしたわけでございますけれども、そういったことで、そういう事情を踏まえながら御理解を頂いて、この件については許可を頂ければなというふうに思う次第であります。

また、この地域、ちょっと、書記のほうからございましたように、〇〇〇〇さんの入り口のところっておっしゃいましたけども、木場でもこの地域って、去年も〇〇〇〇さんという方が入居されまして、同じような形の中での転用申請を受けてということで。このところ、年々増えているんですね、うちの地元でも一番。それで、各班それぞれ、木場は田舎ですから、五、六軒で大体1班、班の編成が一つぐらいなんですけど、うちだけは25か6人ぐらいに、1班だけでですね。1つの班として、そんなに増えてるんです。そういう状況下にあります。

そういったことで年々増えてると、そういう地域柄でもございますけれども、交通量の面も心配されるところがあるわけですが、この点につきましても若干問題もあるんじゃないかなという気がしますが、今後、それぞれ町行政の協力を頂きながら、その辺、対策を取っていただかにはならんだろうという問題もあります。

そういった形の中で、今回こういうふうにして上程されたわけでありまして、どうぞ、

申しあげましたように、申請人の状況を踏まえまして、承認頂ければなというふうに思いますので、御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ある方はいらっしゃいませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第7号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数、全会一致で、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第8号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 議案書の57ページをお願いします。

議案第8号農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請承認についてということで、こちらは知事処分でございます。朗読説明させていただきます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町平野免字石原田50番1、登記地目、畑、現況地目、休耕、登記面積180m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、建設業。こちらについては、譲受人の方が譲渡人の姪っこさんに当たられるというところで聞いております。

転用目的、個人の一般住宅、木造二階建て1棟、建築面積58.08m²、農地区分は第2種になります。

続きまして、場所につきましては、資料の60ページ、61ページを御覧ください。すいません。この図面がちょっと非常に分かりにくいんですけども、千本団地の一番上のところから野寄のほうに行く道があると思うんですけども、その道を進んでいったら〇〇〇〇さんがあって、それをさらに進むと〇〇〇〇さんの御自宅があられると思います。その〇〇〇〇さんの家の横も過ぎたら右折する道がありまして、右折したら、ちょっと行ったら電波塔が立ってるようなところになります。そこを右折していただいですぐのところが申請地になります。

現況につきましては、資料の64ページを御覧ください。現況写真をつけておりまして、こちら、不耕作地となっております。

続きまして、配置図につきましては、資料の66ページを御覧ください。併せて、資料65ページの被害防除計画書を御覧ください。

まず、雨水につきましては、申請地の横の水路に放流するということになっております。汚水等につきましては、こちらが浄化槽の区域となっております、合併浄化槽に流し

た後に道路側溝に流すというところになります。こちらにつきましては、この側溝が下に農地がありまして、この水路を農業用水路として使われてる方が3名いらっしゃいまして、そのうちの1名が今日出席されている筒井委員さんになられまして、3名の承諾を頂いた上で筒井さんに承諾書を取るというところになってまして、この後、定例会終了後に書面を、承諾書を頂くということになっております。

続きまして、資料の63ページを御覧ください。

申請地の横が畑になっておりまして、所有者が〇〇〇〇さんという方になられまして、こちらの隣接の農地の所有者の方からの承諾書につきましては、こちらが農振の区域になっておりまして、以前、除外の申請をまず行っておりまして、その除外申請をされたときに隣接農地の所有者からは承諾をもう頂いているというところで、今回は添付されておりません。

資料65ページ、被害防除計画書に戻りまして、上から、(1)番、申請地の造成計画の内容として、切り土を行うということになっています。最高が1.7m。それに伴う被害防除措置としては、擁壁を設けられるということです。斜面地になるということで、一部切り土を行って、擁壁を設けられるというふうに聞いております。

②番につきましては、先ほど説明をしたとおりです。

③番につきましては、木造の二階建てで、高さが6.9mになっております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。17番。

推進委員（筒井 浩一君） 今、説明のありましたとおり……。

事務局長（金子 剛君） 筒井さん、マイクをつけてもらってよろしいでしょうか。

推進委員（筒井 浩一君） 説明のありましたとおり、20日の日に見て参りました。周りは何も今はなく、ただ、畑もそう作ってないところでありまして、そう問題はないと思います。

ただ、さっき言われましたように、側溝が農業用水を兼ねておりますので、下の3軒あります。私を含めた、あと2軒ですね。そこに承諾を取ったほうがいいんじゃないかちゅうことで、承諾を取ってもらいました。そしたら、承諾が取れたちゅうことで、今から承諾書を書いて出そうと思っております。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第8号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数、全会一致で、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第9号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 議案書の70ページをお願いします。

議案第9号農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請承認について。知事処分でございます。朗読説明させていただきます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町小浦免字宮ノ前676番4、登記地目、畑、現況地目、休耕、登記面積236m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、介護士。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

すいません。資料の訂正をさせてください。

譲渡人の〇〇〇〇さんの職業が、無職の「むしょく」の漢字が間違っております。訂正をお願いします。

この譲受人の〇〇〇〇さんですけども、譲渡人の〇〇〇〇さんのお孫さんに当たられるということで、職業が介護士になっておりますけど、転用の目的が個人の一般住宅、木造二階建て1棟、90.26m²の建設ということで、一番右の備考欄にありますように、〇〇〇〇さんを介護されるということで、今、施設に一時的に入ってらっしゃるといことなんですけども、介護するに当たり、現在の住居がバリアフリー化されてないので、バリアフリー化されたおうちを建てられるというところの申請でございます。

場所につきましては、資料の73ページ、74ページを御覧ください。こちらにつきましては、場所が末永団地から第2保育所のほうに上がる道があると思うんですけども、左折してですね。そこを左折して、もう、すぐのところ申請地になります。現況写真が資料の77ページになります。不耕作地となっております。

配置図につきましては、資料の79ページをお願いします。併せて、78ページの被害防除計画書も御覧ください。まず、こちらにつきましては、浄化槽の区域になりまして、汚水等につきましては、合併浄化槽に流した上での道路側溝に流すということになっております。雨水につきましては、79ページの青で示されてる部分、この農地の前の道路側溝に流していくと。

被害防除計画に戻りまして、(1)につきましては切り土を行うということで、最高が0.5m。それに伴う被害防除措置としては、現況のレベルでは利用されるということなんですけども、車両乗り入れのための最小限の切り土を行った擁壁を設けるといこととなっております。

②番は、先ほど説明したとおりです。

③番につきましては、こちら2階建てということで、建物の高さを7.3m程度で加減

するということです。

すいません。資料の75ページを御覧ください。

こちら、申請地の横が畑になりまして、こちらの所有者に対しての同意書が、今、添付されていないんですけども、この資料を作成して皆さんに送付した後に現地の確認を行いまして、資料作成後に既に同意書は頂いているところでございます。

説明は以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 5月20日の日に現地確認を行いました。場所は第2保育園の入り口近くになるんですけど、現在の住まいは、道幅も狭くて、住まいのほうもかなり古いということで、〇〇〇〇さんのお孫さんに当たる方が祖父のためにバリアフリーの家を建てたいということでした。それで、隣の農地の方等の承諾は頂いております。

現在のところ——以上ですね。すいません。これで終わります。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんか。——ないようですので、採決をいたします。

第9号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数、全員一致で、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第10号議案非農地通知申出書についてを議題とします。事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の82ページを御覧ください。

議案第10号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要になった土地について、農業委員会の判断を求める。令和4年5月26日、佐々町農業委員会会長。

資料の83ページを御覧ください。

こちらにつきましては、非農地通知の申出書が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから申出書が出ております。

土地の所在につきましては、佐々町平野免字佛石681の1、登記簿地目、田、現況地目、原野、面積6,650m²です。

こちらにつきましては、場所につきましては資料の86ページと89ページに航空写真をつけております。これも千本団地の一番上のところです。航空写真の青で囲んだ部分が申請地になります。航空写真で建物が建っていると思うんですけども、こちらにつきましては牛舎になりまして、もう牛舎は使われておりません。もう使わなくなって10年以上は経

過してるということで申出人から聞いているところです。

現況写真につきましては、資料の90ページ、91ページを御覧ください。すいません。資料の90ページが、ちょっと逆光で写りが悪いんですけども、御覧のとおり、牛舎がありまして、その周りは木とか草がもう生えておりまして、5月の16日に北部の班長の池田邦義委員と地元委員の築城委員と筒井委員、事務局、そして申出人のほうで現地調査を行いまして、御覧のとおり、現地を確認して、農地として再生は不可能と現地では判断したところでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。5番。

5番（築城 武美君） 5月16日に、関係者立会いの下、実施しましたけれども、本人の申出によりますと、86ページの図面を見てもらえれば分かるんですが、千本団地がここまで迫ってきて、基本的にはそこで放牧——これ、放牧場なんですね。牛を飼ってた。20頭ぐらい飼ってたということなんですが、こういう状況になったんで牛飼いましづらくなったということと、本人が病気をされて体調を崩したということもありまして、もう廃業しましたという話がありました。

その後、この千本団地の水道関係の事業が町でなされたときにここは一時農転の申請書を出されてまして、86ページにある点線のところ、建物ですが、この前は砂利が入られて、資材置場になつた現状になってます。結果的には放牧場を廃止して、今はもう原野。木々が生えて、草ぼうぼうしておるといふ状況でございました。

結果からすると、放牧場または農地には再生不可能だといふふうに判断いたしまして、地元委員としてはやむなしといふふうに考えてると、地域にこういうふうな住宅団地がどんどんできてくると、どうしても牛の異臭、ふん尿、その他の臭い、こういうものが環境を悪化させる、または地域の融和が難しいといふことになるのかなといふふうに思っております。

それから一つ、ちょっと気になる点がございまして、この建物の話なんですけど、建物どうするとねっという話もあったんですけど、解体をせんばやろうねっという話の中で、スレートの屋根が乗つとるんですね。これは、現在はアスベストと言われる危険物質を持っておる資材でございまして、それがちょっと気になって調べてみました。平成16年まで、1918年から2004年まで、石綿含有スレート波板、小波つていう、これはレベル3。レベル1、2、3つてアスベストあるんですが、その一番下のランクのレベル3に該当しておるものだといふふうに認識がされてますが、現実的にはこれがそれに該当するものかどうかといふのは不明。

そこで、どういう考え方があるのかというのを調べてみたら、現実的には、2004年まではほとんど石綿が使われてました。その後、製造中止がされましたという記録なんです。そこで、表示が表面に刻印されてる製品があるんで、施工された状態で重なる部分で隠れている場合もあるけれども、ずっとその1枚を見ていくと判明できることがあると——製造月日がですね——いうふうなことが文献にありました。それで、結果的には、軽量で強度があることから、多くは工場等屋根材として使われておりますよっていうことです。だから、平成16年までの間にはスレートはつくったんですけど、それからは廃止されとるという状況です。

だから、これを判明するためには専門解体業者の調査が必要ですよっていうことで、県北地区、佐世保地区にはどこがあるのかなと思ったら、本山に〇〇〇〇というところが挙がっておりました。だから、そこが解体のときに、これはアスベスト含有物質ですから、最終処分場までの間はこうこう、こうします、工事はこうします、覆いをして水かけをやってこうしますとかいう段取りがあるんですね。そういうふうなことは専門業者で調査をしてもらいなさいという文献がありました。

それからもう一つ、アスベストを見つけたら補助金があります。補助金がありますっていうのは、見つけたら補助金じゃないんですよ。成分調査費用の補助とか対策工事費用に補助が出ますっていうことがあります。皆さんも、自分の牛舎等が、もしこういうものをお持ちであるならば、それは補助の対象になりますから、解体のときには手続をされたらどうだろうか。手続する場所は、市町の建築担当課、または県庁建築課というところにお問合せ頂ければ、その詳細が分かるということになっておりましたので、参考のためにそういうことを付け加えさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。この件について、何か御意見、御質問はありますか。——ないようですので、採決をいたします。

第10号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致で、非農地と判断いたします。

審議事項を終わります。

それでは、日程5、協議事項に入ります。

農業経営改善計画認定に係る意見聴取6件について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、この農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということで、今回、6件の意見聴取を上げさせていただいてるところでございます。

まず、92ページのほうをお願いしたいと思います。

この意見聴取の内容に入ります前に、皆様にちょっとおわびをしとかないとかと思いついて、今、しておりますけども、まず6件中、5件の——ごめんなさい。これは、認定農業者の5年ごとの更新のときに農業委員会と農協のほうに意見を聞きなさいという決まりになっておりまして、今回上げさせていただいてるところでございまして、6件中5件が、この92ページの日付を見てもらえば分かると思うんですが、令和3年の6月8日となっております。これ、うちの農林水産課のほうでちょっと事務の遅延のため、本来であれば去年の5月に意見をお聞きしておかないといけなかったところを、事務遅延のために今回に至ったということで、おわびを申し上げたいと思います。

内容につきましては、書記のほうから説明をいたします。

会長（吉野 裕君） 書記。

書記（立石 徹君） 資料の95ページを御覧ください。

まず、1人目の〇〇〇〇さんですが、主にイチゴを作られている方になります。95ページの、すいません、字がちょっと小さいんですけども、②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標というところになります。このページにつきましては、5年間の、所得とか労働時間や耕作の面積等の2026年の目標の計画を立てられてるという内容になります。

②番ですけども、イチゴが、現状が作付面積が15aとなっております、2026年は18aとなっております。詳細については記載のとおりです。

続きまして、資料の99ページを御覧ください。

訂正がございまして。資料99ページの下段の第5条収益配分というところの、「経営主は農業経営から生じた収益について、下記のとおり、毎月末に妻に支払いするものとする」というところの、「妻に」というところが、こちらが「妻」ではなくて、正しくは「子」です。訂正させていただきます。

続きまして、資料の104ページ、お願いします。

次の方が、〇〇〇〇さん、主に肉用牛の繁殖をされている方でございまして。こちら資料104ページの②番、水稻につきましては、現状が150aがこれも2026年150a、現状維持でございまして。WCS、40aから40a、現状維持でございまして。その下が、すいません、文字がちょっとかなり見にくいんですけども、飼料作物となっております、こちら50aから50aと現状維持となっております。その後、右に肉用牛繁殖となっております、こちら飼養頭数が9頭から9頭と、こちらは計画としては現状維持というところなんです。

続きまして、資料の111ページ、次の方が〇〇〇〇さん、こちらも肉用牛の繁殖を主にされている方でございます。資料111ページの②番、ホオズキが現状7aから2026年4a、その他作物、飼料作となっておりますが、その下も飼料作となっておりますが、上が田んぼです。その下が畑というところ。田んぼのほうは140aから100a、畑のほうは60から60の現状維持です。続きまして右側の肉用牛、こちらも8頭から8頭の現状維持となっております。

続きまして、資料の118ページを御覧ください。

〇〇〇〇さん、こちらは肉用牛の繁殖を主にされております。②番、水稻が、現状300aが2026年300、現状維持。飼料作、畑が30aから10a、飼料作、田んぼが400aから400a、現状維持、右の肉用牛の繁殖と肥育につきましては、それぞれ現状維持となっております。

続きまして、資料の125ページを御覧ください。

こちらにつきましては、先ほどの4件とまた農林水産課からの聞き取りの日付がまた違いまして、すいません、122ページを御覧ください。こちらにつきましては、令和4年の1月25日となっております。資料125ページ、②番、〇〇〇〇さんにつきましては、工芸農作物——お茶ですね——が、現状530aを2026年の目標として750aとなっております。

最後の方が、資料の132ページ、〇〇〇〇さん、こちらも肉用牛の繁殖を主にされている方になりまして、132ページ、②番、こちらが飼料作がイタリアンが現状100aが2027年の目標として400aで、下段が飼料作、ソルゴーが、作付面積、現状が100aで2027年はこちらも400aというところになっております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。事務局長。

事務局長（金子 剛君） すみません。129ページをもう一度お願いいたします。

ここで、申請者が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですかね。これは〇〇〇〇さんのおじいちゃん、〇〇〇〇さんのお孫さんになられるわけです。今度、高校を卒業されまして新規で就農されると、おじいさんと共同で畜産のほうをやっていくと。なので、新たな認定農業者になられるということです。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 何か御意見ありませんか。——ないようですので、異議なしということで農林水産課のほうへ回答いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、そのように農林水産課のほうへ回答いたします。ありがとうございます。

いました。

次、日程6に移ります。事務局からお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 日程第6、その他。①6月定例会の日程についてでございますが、6月定例会の日程を6月27日、月曜日の13時30分から、この部屋の隣の3階の第2会議室で行う予定としております。また、五役会につきましては、6月の16日木曜日13時30分から、役場2階の会議室で開催予定としております。

②番、その他について、事務局から特にございませぬ。

会長（吉野 裕君） その他について、皆さんのほうから何かありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 事務局にお尋ねしたいんですけど、中間管理機構で、もう一応、金納ば推奨しちよったいね、管理機構もさ。物納は、結局、当初は物納でも金納でもいいちゅうことで管理機構は集めよったわけやろう。今頃になって、金納だけは管理機構が管理する、物納はあまりしたくないという声ば聞くわけよ。そしたら、結局、物納するときにはわざわざ相手方に電話して、印鑑ば用意してもらわんばいかんわけ。だけど、我々農家は、物納するときの時間もロスタイムになるわけよ。そこら辺ば、結局、事務局のほうで、貸手の地主さんに物納を結局金納にできないのか、そこら辺は、まあ、我々、耕作してる者も聞いてもいいんでしょうけど、やっぱり事務局から筋ば通して、してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 物納から金納にという推進をするに当たりましては、ちょっと一旦こちらで検討させてもらって、なるべくそちらのほうにそういう要望があったということをお伝えまして、推進してまいりたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませぬか。——なければ、全日程が終了したので、会を閉じさせていただきますと思います。大変お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 3時 07分 ）